

## 見せる復興に係るアクションプラン策定業務委託に係る仕様書(案)

### 1.業務目的

本業務は、県の「首里城復興基本計画 - 基本施策 1 正殿等の早期復元と復元過程の公開(見せる復興)」等の方針を踏まえ、具体的なアクションプランを策定することを目的とする。正殿が復元される間に変化していく首里城の状況を、「展示」「イベント」「情報発信」等の効果的な連動により、県民等に継続的に伝えることで、正殿完成に向けた機運醸成を図る。

2.履行期限 契約締結日の翌日から令和5年3月24日までとする。

履行場所 那覇市首里

### 3.業務内容

以下の表に示す内容を基本とし、必要に応じて項目を追加できるものとする。

大分類・中分類	小分類	単位	数量
(1) 計画準備	① 前提条件の整理 ② 既往資料の収集・整理	式	1
(2) 見せる復興アクションプランの策定	① 見せる復興スケジュール素案の作成 ② 見せる復興に係る事例の整理 ③ 見せる復興に係るターゲット層の整理 ④ 見せる復興に係る実施手法案作成 ⑤ 見せる復興に係る概算見積作成 ⑥ 見せる復興アクションプランの策定	式	1
(3) 関係機関調整	① 行政関係等との調整	回	8
	② 有識者ヒアリング	回	4
	③ 資料作成	式	1
	④ 議事録の作成、有識者への旅費等(交通費及び宿泊費)及び謝礼金の支払い	式	1
(4) 事例調査	県外事例調査(1回)	式	1
(5) 打合せ協議	業務着手時、中間打ち合わせ(2回)、成果品納入時	式	1
(6) 報告書作成	支払い関係及び業務完了報告書	式	1
	アクションプラン	式	1

### 4.業務仕様

#### (1) 計画準備

##### ① 前提条件の整理

本業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を整理する。

##### ② 既往資料の収集・整理

本業務を遂行するにあたり必要となる、首里城復興に関する既往計画や首里城公園に関する報告書等の資料収集と整理を行う。

#### (2) 見せる復興アクションプランの策定

国の「首里城復興全体展示・公開計画」において、首里城正殿、北殿・南殿、その他施設の復元に向けた、展示・行催事等の基本方針等が位置付けられており、首里城全体の復元プロセスにあわせた

取組方針や公園内のゾーニング等が示されている。

本業務では、国の「首里城復興全体展示・公開計画」及び県の「首里城復興基本計画 - 基本施策1」に基づいて、首里城正殿完成までの期間(完成時も含む)における、首里城公園全体の「展示」「イベント」「情報発信」等の効果的な連動にむけ、アナログ・デジタルを活用した具体的なアクションプランを策定する。アクションプラン策定にあたっては、国と連携をしながら、有識者の意見を踏まえて取りまとめる。有識者は、首里城の歴史・文化に関する知識がある者から、発注者と受注者が協議し2名選定する。

① 見せる復興スケジュール素案の作成

- 1) 過去の首里城に関連する、定期・周年・特別で実施されていた「展示」「イベント」「情報発信」の実施状況の概要(内容・目的・来場者等)を整理する。
- 2) 今後の首里城及び関連施設の復元プロセス上で重要な節目の発生時期を整理する。
- 3) 今後、首里城に関連して実施が予定されているイベントを整理する。
- 4) 整理結果をまとめ、有識者の意見を取り入れながら、正殿完成までの、見せる復興スケジュール素案を作成する。

② 見せる復興に係る事例の整理

- 1) 見せる復興に係る、実施手法作成の参考にするため、サステイナブルツーリズム、レスポンシブルツーリズム、インフラツーリズム等の事例を整理する。
  - 事例の整理においては、国内外の成功事例及び、失敗事例を対象とする。
- 2) 整理した事例の中から、ヒアリング調査等を行う場所を選定する。

③ 見せる復興に係るターゲット層の整理

- 1) 既往資料の整理結果及び、見せる復興に係る事例の整理を基に、首里城公園の「イベント」「展示」の「情報発信」の対象となる国内外のターゲット層を整理する。

④ 見せる復興に係る実施手法案作成

- 1) 見せる復興スケジュール素案に対応する、「展示」「イベント」の実施内容案を作成する。
  - 実施内容案の背景には、首里城の歴史・文化、復元整備の情報を取り入れる。
  - 「イベント」の実施内容案においては、効果測定の指標も設定する。
- 2) 「展示」「イベント」の実施内容案に基づき、実施手法案を複数例示する。
  - 見せる復興の対象とする主たる施設は、首里城正殿、中城御殿(上之御殿)、松崎馬場、円覚寺とする。
  - これらの復元過程を、首里城公園内の施設(主たる施設：首里杜館、系図座・用物座、女官居室、世誇殿、復興展示室等)を利用し、「展示」「イベント」に活用する。
- 3) 「展示」「イベント」の実施内容案・実施手法案をふまえ、ターゲット層に対する「情報発信」に係る実施内容案を作成し、予算規模の異なる実施手法案を複数例示する。
  - 実施内容案の設定においては、効果測定の指標も設定する

⑤ 見せる復興に係る概算見積作成

- 1) 「展示」「イベント」「情報発信」に係る、各々の実施手法案による概算見積を作成する。

⑥ 見せる復興アクションプランの策定

- 1) 見せる復興に係る実施手法案及び見せる復興に係る概算見積をふまえ、見せる復興スケジュール素案の中の優先順位・前後関係・目的等を明確化し、有識者の意見を取り入れながら見せる復興スケジュール案を作成する。
- 2) 首里城正殿完成までの期間における、首里城公園全体の「展示」「イベント」「情報発信」

の施策に係る具体案を効果的に連動させたアクションプランとして策定する。

(3) 関係機関調整

- ① 行政関係等との調整（8回）
- ② 有識者ヒアリング（4回(2名 x 2回)）
- ③ 資料作成
- ④ 議事録の作成、有識者への旅費等(交通費及び宿泊費)及び謝礼金の支払い

(4) 事例調査

歴史・文化及び復元整備に係る実施内容案・実施手法案作成の参考として、県外事例調査1回を予定。

※実施段階で変更が必要な場合、協議のうえ変更を行う。

(5) 打ち合わせ協議

本業務を行うに当たって、以下の段階で調査職員と打合せ・協議を行う。

- ① 業務着手時
- ② 中間打ち合わせ(2回)
- ③ 成果品納入時(業務完了時)

(6) 報告書作成

業務完了にあたっては、業務完了報告書及び経費の支払い及び関係証拠書類を作成する。

5.成果品

受託事業者が提出すべき成果物等は表のとおりとする。

表 成果物等一覧

項目	内容
業務完了報告書	本業務の製作物や実施に用いた物等を含む報告書としてデジタルデータ(編集可能な形式)及び印刷物を各2部 ※デジタルデータはCD-ROM等
アクションプラン	印刷物はA4カラーの20頁程度のパンフレット
その他	発注者が業務に関するものとして指示したもの

6. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権）を、沖縄県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託事業者は、沖縄県の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県内での利用若しくは第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。

- (5) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。

## 7. 再委託について

上記業務の一部については再委託を可能とするが、業務を実施する 10 日前までに再委託承認申請書を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けるものとする。ただし、以下の簡易かつ容易な業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本
- 原稿・データの入力及び集計

また、以下に示す契約の主たる部分については、再委託をしてはならない。

- 契約金額の 50%を超える業務
- 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

## 9. その他

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。
- (2) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (3) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 契約時の見積から金額が変更になった場合には、執行前に県に対し速やかに協議を求めると。
- (5) 県内における新型コロナウイルス感染拡大防止の状況によって、本仕様書や実際の委託契約仕様書等を変更する場合がある。別途開催される技術検討委員会等との連携や調整が必要な場合対応しなければならない。
- (6) 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- (7) 令和 5 年度に実施する「展示」「イベント」「情報発信」に係る概算見積もりは令和 4 年 9 月中旬に提出するものとする。